

II 第3次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

市総合計画では「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら輝いている」「若者、女性、高齢者、障がいのある人がいきいきと働いている」「福岡を拠点に活躍する女性、若者、学生、留学生が数多く生まれ、チャレンジする人材が活躍しやすい」といった姿を目指しています。

市が目指す、誰もが思いやりを持ちすべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。そのためには、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度等を改め、個々を尊重し合い、性別に関わりなく一人ひとりが輝ける社会を市民の共感を得ながら市民とともに作り出していかなければなりません。

市は平成26（2014）年にグローバル創業・雇用創出特区を獲得し、現在創業支援に積極的に取り組んでおり、創業にチャレンジする女性を応援する機運も高まっています。若者や女性が多いという市の大きな特徴を踏まえつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進や働く場での女性の活躍推進、再就職支援、さらには創業支援などに取り組み、男女が働く場においてその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力あるまちとなることを目指します。

また、各校区に自治協議会があり、男女共同参画協議会が組織され、地域活動の場として公民館が設置されているという強みを活かし、地域での男女共同参画をより一層推進するなど、様々な場で女性がいきいきと輝きチャレンジできるまちを目指します。

働き方や介護のあり方、地域づくりなど、福岡市がこれから取り組むべき課題はどれも男女共同参画と深く関わりがあります。各々の施策について男女共同参画の視点を持って取り組むよう、庁内の推進体制を引き続き強化していきます。

第3次基本計画では、第2次基本計画の6つの基本目標を引き継ぎながら、市が市民と共に目指す姿を掲げ、働く場での女性の活躍推進や、地域における男女共同参画の推進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

長時間労働など従来の働き方を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

企業において女性活躍推進の取組が進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者、子ども、障がい者、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

2 第3次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、特に、第3次基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第4次男女共同参画基本計画を参考にしました。

(2) 市条例の具体化

福岡市男女共同参画を推進する条例（第11条）では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分をも、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標3と基本目標4の部分をも、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次基本計画（平成24年12月策定、目標年次は平成34年度）との整合性を図ります。

3 第3次基本計画の体系

第3次基本計画では、第2次基本計画と同様に、6つの基本目標、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています

基本計画 体系図

● 重 は重点的に取り組む施策

施策の方向	具体的施策
基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	
1 男女平等教育の推進 ● 重	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	(3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 (4) 拠点施設としての支援の充実 (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進 (6) 公民館における取組の推進 (7) 男女共同参画に関する調査・研究 (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
3 市民等との連携・共働の推進	(9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 (10) 大学との連携 (11) 報道機関との連携
4 国際理解・交流の推進	(12) 男女平等に関する国際理解の推進 (13) 在住外国人女性への支援

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	
1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ● 重	(14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (15) 相談体制の充実 (16) 保護体制の充実 (17) 被害者の自立のための支援 (18) 関係団体との連携
福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	
2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(28) ひとり親家庭等への支援の充実 (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援

施策の方向	具体的施策
基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	
1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進 重	(31) 企業等への啓発及び取組支援 (32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 (34) 市役所における意識啓発
2 男性の家庭・地域への 参画促進 重	(35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進 (36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供 (37) 男性相談の充実
3 子育て・介護支援の充実 重	(38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (39) 子育て支援の充実 (40) 介護支援の充実

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します	
1 企業における女性活躍 推進の支援 重	(41) 企業等への啓発 (42) 企業の女性活躍推進の取組支援
2 働く女性への支援 重	(43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実
3 女性の就業・起業支援 重	(46) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (47) 女性の起業支援 (48) 再就職の支援

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	
1 市の政策・方針決定過程への 女性の参画促進 重	(49) 審議会等への女性の参画促進 (50) 市役所における男女共同参画の推進
2 あらゆる分野の意思決定過程への 女性の参画促進	(51) 企業における女性の参画促進 (52) 農林水産業の分野における女性の参画促進 (53) 地域における女性の参画促進

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します	
1 地域における男女共同参画 意識の浸透と活動支援 重	(54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と 男女共同参画協議会等の活動支援 (55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
2 地域活動の方針決定過程への 女性の参画促進 重	(56) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援
3 男女共同参画の視点に立った地域 防災の推進	(58) 市民への意識啓発

福岡市働く女性の活躍推進計画

4 重点的に取り組む施策

福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の**6項目**に重点的に取り組みます。

1 働く場での女性活躍の推進

働く場において、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、女性の創業支援のさらなる充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、ハローワークと連携した就業支援や、資格・技術習得講座等を実施します。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等により、長時間労働の削減など「働き方改革」に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札等に際し、優先的に指名するなどの優遇制度を実施する社会貢献優良企業として新たに認定するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、男性が家事・育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう啓発を行います。

さらに、保育所等の整備を推進するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

3 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組の支援、自治協議会への働きかけなどを行います。

また、男女共同参画推進のさらなる拡がりを目指し、拠点施設アミカスを中心に区役所等関係部署が連携して、福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)や男女共同参画地域活動ハンドブックの活用、男女共同参画推進サポーターの派遣、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

4 男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、様々な機会をとらえ、より効果の高い方法により相談窓口の周知を行います。

また、若年層への予防啓発を進め、相談への対応、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めるなど、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

6 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を進めます。

さらに、市役所における率先した取組を企業に紹介します。

5 数値目標及び参考指標

数 値 目 標

計画期間中に福岡市が達成すべき数値目標として次の**5項目**を設定します。

- 1 平成32年度までに市民意識調査における社会全体で見た場合の**男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%**を目指します。

現状値【平成25年度 市男女共同参画社会に関する意識調査】

14.3%（女性9.8%、男性21.2%）

- 2 平成32年度までに市民意識調査における**男女の固定的な役割分担意識の解消度**（「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）**女性75%、男性70%**を目指します。

現状値【平成26年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査】

女性66.0%、男性60.9%

- 3 平成32年度までに**企業における女性管理職比率12%**を目指します。

現状値【平成26年度 市女性労働実態調査】

10.0%

- 4 平成32年度までに**福岡市役所における女性管理職比率を15%程度とすること**を目指します。

現状値（平成27年5月1日現在）11.0%

- 5 平成32年度までに福岡市の**審議会等委員への女性の参画率40%**を目指します。あわせて女性委員のいない審議会等の解消を目指します。

審議会等委員への女性の参画率 現状値（平成27年6月1日現在）33.7%

女性委員のいない審議会等の数 現状値（平成27年6月1日現在）2

参考指標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

基本目標	参考指標
基本目標 2	<p>i 配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 現状値 (H25) 精神的暴力：女性 40.4% 男性 26.3% 身体的暴力：女性 15.3% 男性 6.1% 性的暴力：女性 20.8% 男性 5.2%</p> <p>ii 配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 現状値 (H25) 女性 43.8% 男性 48.7%</p>
基本目標 3	<p>i 家庭生活における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値 (H25) 女性 23.3% 男性 39.9% 全体 29.7%</p> <p>ii 男性が育児休業、介護休業、子の看護休暇を取得することについて積極的に取得すべきと考える人の割合 現状値 (H25) 女性 21.4% 男性 20.4% 全体 21.0% 取得することは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合 現状値 (H25) 女性 65.4% 男性 60.5% 全体 63.4%</p> <p>iii 生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域活動等」のどれを優先するか、希望と現実について ※一部回答抜粋 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合（希望） 現状値 (H25) 女性 29.7% 男性 37.5% 全体 32.8% 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人の割合（現実） 現状値 (H25) 女性 17.4% 男性 23.7% 全体 19.8%</p>
基本目標 4	<p>i 職場における男女の平等感（平等と感じる人の割合） 現状値 (H25) 女性 15.9% 男性 23.1% 全体 18.6%</p> <p>ii 25歳から44歳までの女性の就業率 現状値 (H24) 70.3%</p>
基本目標 6	<p>i 地域における諸団体等の長への女性の就任率 現状値 (H27) 18.2%</p>

※基本目標 2 - i ~ 4 - i：【平成 25 年度 市男女共同参画社会に関する意識調査】

基本目標 4 - ii：【平成 24 年度 総務省 就業構造基本調査】

基本目標 6：平成 27 年 7 月 1 日現在

6 計画期間

平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

7 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」(会長：市長、副会長：市民局男女共同参画部所管の副市長、委員：全事業管理者及び全局・区長等、幹事：関係部長)において、基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

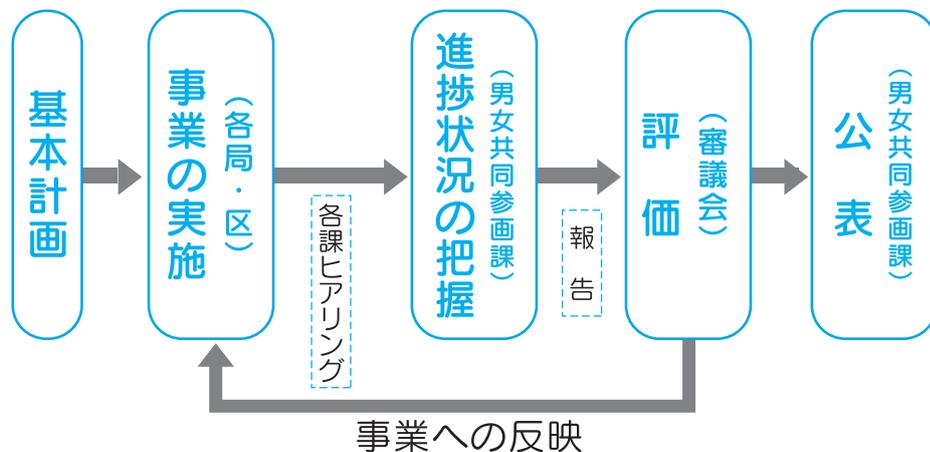
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」(以下、「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。



拠点施設「福岡市男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置付けられています。

男女共同参画を推進するため、意識啓発や社会情勢の変化、新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、図書及び情報提供事業等の諸事業を実施するほか、市民等の取組を支援するための拠点施設として、市民グループや地域との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

◆あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画をさらに推進するため、男性やこれからの時代を担う子どもたちが共感できる取組を実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深めるため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、父親と子どもを対象に食育を含めた料理教室を実施する等、対象や開催時期・内容を工夫しながら、男性や子どもへの積極的な啓発に努めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や、働きやすい職場づくりを目的とした講演会を行う等、企業に向けた啓発も実施します。

◆地域支援機能の充実・強化

国が定める男女共同参画週間（6月23～29日）に合わせ、市七区男女共同参画協議会と共同で、男女共同参画に関する講演会を実施します。

また、「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」等研修講師の派遣、地域での企画づくりの手引きとなるプログラム集の発行等、地域における男女共同参画の取組を支援します。

さらに、新たな取組として校区の男女共同参画推進組織に対し、他校区の先進事例など、地域で活動するうえで参考となる情報の提供や、日頃の活動に関する悩みや課題を解決するためのコーディネーターの派遣等、区の担当部署との連携も強化しながら、地域活動への支援機能を充実・強化します。

◆市民グループ、NPO等の育成・支援

「市民グループ活動支援事業」として、市民グループ、NPO等による第3次基本計画の基本目標に沿う企画の実施に対し、経済的支援や会場の提供、広報協力、専門的立場からの助言等を行います。

市民グループの取り組むテーマは、男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児、性的マイノリティ等多岐にわたっており、そうした市民グループの活動を支援し促進することで、市民の幅広い男女共同参画への認識を深めます。

また、グループ間のネットワークづくりや情報交換、交流の場を提供します。

◆相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩み等幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図るとともに、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」を活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

◆広報・啓発

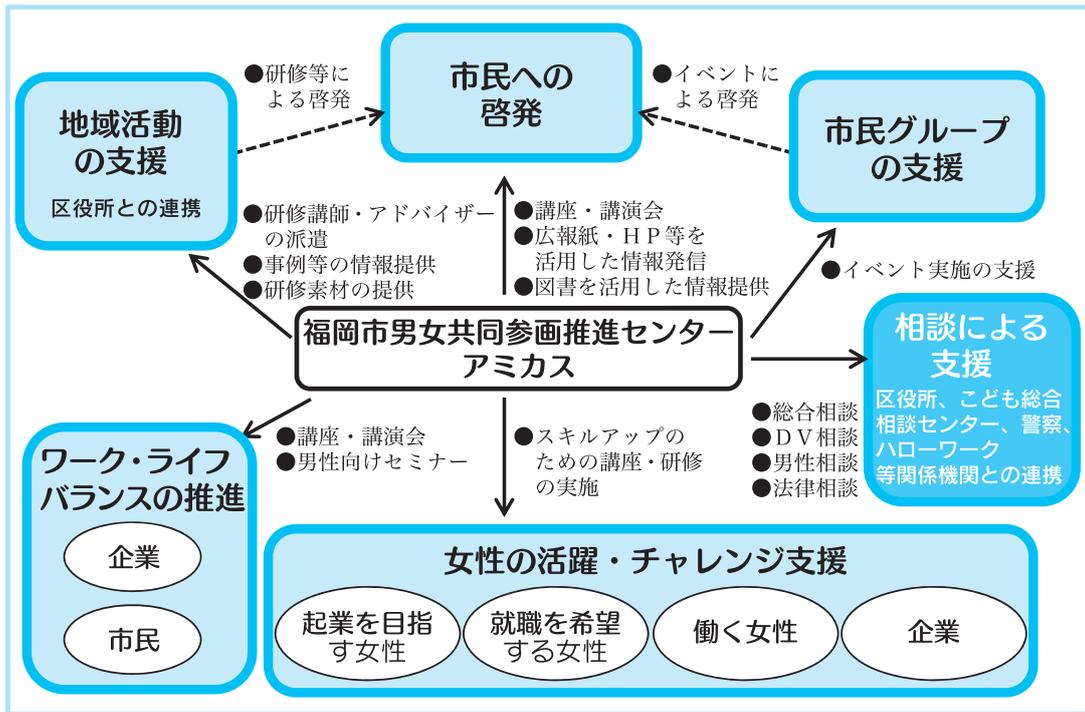
男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報紙やホームページ等により男女共同参画に関する情報をタイムリーかつわかりやすく提供します。

また、拠点施設として、男女共同参画に関する基礎知識、情報を館内に効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

◆女性のチャレンジ支援

再就職を目指す女性や企業で働く女性を対象に、意識啓発やスキルアップ・キャリアアップを目的とした講座や、起業前から起業後まで、段階に応じた女性の起業を支援する講座の実施等、女性のチャレンジを支援し、女性の活躍や多様な働き方を推進します。

男女共同参画社会の実現



◆地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない福祉や子育て支援などの様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のことに取り組みます。

- ・全市的な動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組状況を把握し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を区内の各校区が共有できるよう努めます。
- ・関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組として行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、これまで、区及び校区男女共同参画推進組織(女性協議会、後に男女共同参画協議会)を中心に展開されてきました。現在、校区推進組織は自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、推進組織の活動内容の充実や校区への広がりを支援していく必要があります。自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、さらに連携を深めていきます。

なお、自治協議会制度の創設(平成16年度)から10年の取組を礎として、新たな地域コミュニティの姿を目指し、地域活動を応援する企業・商店街やNPOと地域の連携を促進するなど、様々な主体を巻き込みながら、地域の未来を共に創り出す「共創」の取組を進めていきます。

② 市民団体、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組が不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民団体、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウ等を活かした取組を進めます。

働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進やあらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後特に企業への働きかけが必要なため、「女性の活躍推進福岡県会議」での活動など、経済団体との連携に努めます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、福岡市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と県内の政令指定都市(北九州市、福岡市)の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも共通の課題等について情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

(4) 福岡市の男女共同参画に関する推進体制

